

## 千葉県学校職員定数条例の一部を改正する条例の原案について

平成 3 1 年 1 月 1 6 日

千葉県教育庁企画管理部教育総務課

千葉県教育庁教育振興部教職員課

平成 3 1 年度の学級数の増減等に伴い、学校職員定数の適正化を図るため、「千葉県学校職員定数条例の一部を改正する条例」を制定することとし、2月県議会に条例案を上程するため、その原案を議決しました。

### 1 条例案の主な内容

平成 3 1 年度の小・中・義務教育・高・特別支援学校の学級数の増減等に伴い、学校職員定数の適正化を図る。

### 2 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第 3 1 条（教育機関の職員）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第 4 1 条（県費負担教職員の定数）

### 3 その他

本件は、知事から、議案案件の公表があるまで、具体的な内容は公表できません。